

高知大学 I o P 共創センター運営戦略室規則

令和3年9月21日
規則第32号

最終改正 令和4年4月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学 I o P 共創センター（以下「センター」という。）規則第3条第2項の規定に基づき、高知大学 I o P 共創センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 高知県 Next 次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会設置要綱第6条第1項に定める中心研究者
- (5) I o P イノベーション推進課長
- (6) センター長が委嘱する高知大学の職員以外の有識者 若干名
- (7) その他センター長が必要と認めた者

(業務)

第3条 運営戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 企画・戦略及び運営・評価に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 各部門の事業計画及び実施に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 人事に関する事項
- (6) 規則の制定・改廃に関する事項
- (7) その他センターの業務に関する必要な事項

(運営戦略室会議)

第4条 運営戦略室に運営戦略室会議を置き、前条に掲げる事項を審議する。

2 運営戦略室会議は、第2条に掲げる者をもって組織する。

- 3 運営戦略室会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 5 議長が必要と認めたときは、運営戦略室会議に第2項に規定する者以外の者を出席させることができる。
- 6 運営戦略室会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 委員が都合により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第5条 センターの業務に係る必要な事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(秘密保持義務)

第6条 第2条第1項に規定する委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第7条 運営戦略室の事務は、研究国際部 I o P イノベーション推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営戦略室の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。